

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等
厚労02	電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置
厚労03	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労04	社会保険診療報酬に係る非課税措置
厚労05	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2厚労01）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等 (医療用機器等の特別償却)					
措置内容	平成30年度時点	高度医療の提供に資する又は先進的な医療用機器の取得等をした場合には、取得価額の12%の特別償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	対象機器の見直し等を行った上、勤務時間短縮用設備等の特別償却措置及び構想適合病院用建物等の特別償却措置を追加					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間の短縮に資する設備の導入を促すことで、医師の働き方改革を推進し、医師の健康を確保し地域において安全で質の高い医療を提供すること。 ・ 地域医療提供体制の確保のため、設備投資に係る負担を軽減することで病床の再編等を促進すること。 ・ 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供すること。 					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人事業税		所得税		
関係条項		租税特別措置法第45条の2、第68条の29					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		S54	過去の政策評価の実績	H22厚労14、H24厚労02、H26厚労04、H28厚労02、H30厚労03	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	1,127	4,058,626	19.9%	558,589
H24	1,160	3,795,405	20.9%	492,179
H25	1,075	3,363,286	22.9%	436,238
H26	842	2,357,556	17.3%	311,369
H27	699	2,077,722	22.8%	260,719
H28	702	2,215,726	26.3%	263,174
H29	676	2,155,254	33.5%	241,590
H30	617	2,568,974	40.7%	287,168

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等		
税 目	法人税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医師の働き方改革を進め、医療従事者の労働時間を短縮することで、医療従事者の健康及び医療の質を確保する（以下「医療従事者の健康及び医療の質の確保」という。）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。この進捗状況については、地域医療構想の2025（令和7年）における必要病床数に対する実際に増減された病床数の割合により評価する（以下「病床の機能分化・連携の取組の推進」という。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>③ 達成目標（医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する（以下「地域における良質かつ適切な医療の提供」という。）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>④ 達成目標（医療従事者の健康及び医療の質の確保）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑦ 新たな達成目標（医療従事者の健康及び医療の質の確保）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>⑧ 新たな達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>⑨ 達成目標（医療従事者の健康及び医療の質の確保）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑩ 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑪ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①・④・⑦・⑨ 「医療従事者の健康」、「医療の質」についての定量的な目標設定につきましては、明確かつ客観的な指標がなく、また、「医療の質」を定義する法令や政策もないため、本制度について定量的な目標を設定することは困難です。ただ、時間外労働時間の短縮が「医療従事者の健康」及び「医療の質の確保」につながると考えられるため、時間外労働時間の短縮目標を掲げているところです。</p> <p>②・⑤ 地域医療構想の2025（令和7年）における必要病床数に対する実際に増減された</p>
--

<p>病床数の割合により評価します。当該数値を前年度と比較して低下させ、2025年度までに100%とすることを目標とします。その旨、事前評価書に追記修正いたしました。</p> <p>③・⑩ 本制度は、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の導入を促進し、地域における良質かつ適切な医療を提供することを目的としていますが、「良質かつ適切な医療」、「医療の質」についての定量的な目標設定につきましては、明確かつ客観的な指標がなく、また、「医療の質」を定義する法令や政策もないため、本制度について定量的な目標を設定することは困難です。</p> <p>加えて、本措置の対象となる機器の地域別普及率などを目標（測定指標）とできないかについても過去に検討を行いました。本制度の対象となる医療機器は、医学的な基礎検査のため、様々な用途で用いられるものであり、必要な医療機器の台数などを定量的に割り出すことも困難であるという結論に至り現状の達成目標としています。</p> <p>⑥ 本措置は、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目標として、昭和54年から継続していることから、恒久措置とすることがふさわしい措置であると考えています。しかし、本措置を恒久措置としてしまうと、告示で指定している高度な医療機器が時代にそぐわない医療機器として残り続ける可能性があることから、適用期限を設定して、高度な医療の提供という観点から、対象機器の見直しをすることとしています。</p> <p>⑧ 令和元年度より新たに租税特別措置が設けられたため、新たに措置された部分について新たに達成目標を設定したものです。</p> <p>⑩ 地域医療構想の実現という政策目的の達成状況を図る指標としては、記載の指標が最も適切であると考えます。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑨～⑪ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 地域における良質かつ適切な医療の提供に係る過去の適用数（平成29年度）が把握されていない。</p> <p>② 医療従事者の健康及び医療の質の確保に係る過去の適用数（令和元年度）について、「都道府県へのヒアリング結果」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 病床の機能分化・連携の取組に係る過去の適用数（令和元年度）について、「都道府県へのヒアリング結果」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ平成29年度の適用数を追記いたしました。</p> <p>② 何らの計算（推計）も行っておりません。</p>

③ 事前評価書を修正いたしました。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③ 「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」及び「令和元年度の適用数については有効回答を得られた都道府県の適用数を全国分に割り戻した値を算出」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 医療従事者の健康及び医療の質の確保に係る将来の適用数が予測されていない。
② 病床の機能分化・連携の取組の推進に係る将来の適用数が予測されていない。
③ 地域における良質かつ適切な医療の提供に係る将来の適用数が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘を踏まえ評価書の記載を一部修正をいたしました。 適用数の実績値があるのは令和元年度までですので、令和2年度以降は推計で算出しています。
② ご指摘を踏まえ評価書を修正いたしました。
③ ご指摘を踏まえ評価書の記載を一部修正をいたしました。 適用数の実績値があるのは平成30年度までですので、令和元年度以降は平成29年度と平成30年度の実績の平均値をとって記載しています。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「年間見込み数を、都道府県が把握する現時点の状況で按分して令和2年度以降の見込みを算出」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 医療従事者の健康及び医療の質の確保に係る過去の減収額（法人事業税）が把握されていない。
② 病床の機能分化・連携の取組の推進に係る過去の減収額（法人事業税）が把握されていない。
③ 地域における良質かつ適切な医療の提供に係る過去の減収額（法人事業税）が把握されていない。
④ 地域における良質かつ適切な医療の提供に係る過去の減収額（平成29年度の法人税）が把握されていない。
⑤ 医療従事者の健康及び医療の質の確保に係る過去の減収額（令和元年度の法人税）について、「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑥ 病床の機能分化・連携の取組の推進に係る過去の減収額（令和元年度の法人税）について、「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
①～⑥ ご指摘を踏まえ評価書へ追記いたしました。
【点検結果】
①～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑥ 「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」及び「令和元年度の減収額については

有効回答を得られた都道府県の適用額を全国分に割り戻した値により減収額を算出」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
--

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 医療従事者の健康及び医療の質の確保に係る将来の減収額（法人税及び法人事業税）が予測されていない。
② 病床の機能分化・連携の取組の推進に係る将来の減収額（法人税及び法人事業税）が予測されていない。
③ 地域における良質かつ適切な医療の提供に係る将来の減収額（法人税及び法人事業税）が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 御指摘を踏まえ追記いたしました。適用数の実績値があるのは令和元年度までですので、令和2年度以降は推計で算出しています。
② ご指摘を踏まえ評価書を修正いたしました。
③ ご指摘を踏まえ追記いたしました。しかし、適用数の実績値があるのは平成30年度までですので、和元年度以降は平成29年度と平成30年度の実績の平均値を記載しています。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「年間見込み数を、都道府県が把握する現時点の状況で按分して令和2年度以降の見込みを算出」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「「都道府県へのヒアリング結果」より推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 租税特別措置の適用実態調査報告において、本制度の適用実績が示されており一定の効果は出ていると考えられるものの、「良質かつ適切な医療」、「医療の質」は定量的に測ることができないため、達成目標の寄与度を測ることは困難です。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（医療従事者の健康及び医療の質の確保）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
③ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

い。
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 「医療従事者の健康」、「医療の質」についての定量的な目標設定につきましては、明確かつ客観的な指標がなく、また、「医療の質」を定義する法令や政策もないため、本制度について定量的な目標を設定することは困難です。ただ、時間外労働時間の短縮が「医療従事者の健康」及び「医療の質の確保」につながると考えられるため、時間外労働時間の短縮目標を掲げているところです。</p> <p>② 当該特例措置を活用した民間医療機関の再編の実績があがってきており、本特例措置が地域医療構想の実現に寄与している。</p> <p>③ 「良質かつ適切な医療」、「医療の質」は明確かつ、客観的な指標がないため、定量的に測ることができず、将来の効果を測ることは困難です。</p> <p>なお、本措置は、医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目標として、昭和54年から継続していることから、恒久措置とすることがふさわしい措置であると考えています。</p> <p>しかし、本措置を恒久措置としてしまうと、告示で指定している高度な医療機器が時代にそぐわない医療機器として残り続ける可能性があることから、適用期限を設定して、高度な医療の提供という観点から、対象機器の見直しをすることで、より良い医療機器の導入を促進することができるため、目標の実現に寄与するものと考えます。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
2	①: 政策評価の対象税目	法人税:義(国税3)、法人事業税:義
2	②: 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 I. 長時間勤務の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについて、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等労働時間削減計画に基づいて取得することで、15%の特別償却が受けられる。 II. 地域医療構想の実現のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得する建物及びその附属設備について8%の特別償却が受けられる。 III. 医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却が受けられる。 ※全身用CT・MRIについては配置効率化等を促す仕組み講じることで特別償却が受けられる。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。 ※Ⅲの措置については対象の機器の見直しを行う。
		《関係条項》 租税特別措置法第12条の2、第45条の2、第68条の29
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成30年度～令和元年度
7	創設年度及び改正経緯	医療用機器の特別償却制度については、昭和54年の創設以降、償却率、取得価額の下限、対象機器を見直しながら2年毎に延長されてきた。 平成31年度法制改正では、「医療用機器等の特別償却制度について、長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う」として、その適用期限が2年延長された(令和3年3月31日まで)。

		(参考)医療用機器の特別償却制度の改正状況																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和54年(創設)</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和56年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和58年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和62年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成21年 ※1</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成23年 ※2</td><td>12%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成25年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成27年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成29年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成31年 ※4</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和54年(創設)	25%	800 千円	昭和56年	20%	1,100 千円	昭和58年	18%	1,400 千円	昭和60年	16%	同上 千円	昭和62年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成11年	同上	同上 千円	平成13年	同上	同上 千円	平成15年	同上	5,000 千円	平成17年	同上	同上 千円	平成19年	同上	同上 千円	平成21年 ※1	同上	同上 千円	平成23年 ※2	12%	同上 千円	平成25年 ※3	同上	同上 千円	平成27年 ※3	同上	同上 千円	平成29年 ※3	同上	同上 千円	平成31年 ※4	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																																								
昭和54年(創設)	25%	800 千円																																																																								
昭和56年	20%	1,100 千円																																																																								
昭和58年	18%	1,400 千円																																																																								
昭和60年	16%	同上 千円																																																																								
昭和62年	同上	1,600 千円																																																																								
平成元年	15%	同上 千円																																																																								
平成3年	同上	1,800 千円																																																																								
平成4年	同上	2,000 千円																																																																								
平成5年	同上	2,200 千円																																																																								
平成6年	14%	同上 千円																																																																								
平成7年	12%	2,400 千円																																																																								
平成9年	14%	4,000 千円																																																																								
平成11年	同上	同上 千円																																																																								
平成13年	同上	同上 千円																																																																								
平成15年	同上	5,000 千円																																																																								
平成17年	同上	同上 千円																																																																								
平成19年	同上	同上 千円																																																																								
平成21年 ※1	同上	同上 千円																																																																								
平成23年 ※2	12%	同上 千円																																																																								
平成25年 ※3	同上	同上 千円																																																																								
平成27年 ※3	同上	同上 千円																																																																								
平成29年 ※3	同上	同上 千円																																																																								
平成31年 ※4	同上	同上 千円																																																																								
		<p>※1 平成21年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のものに限定。</p> <p>※2 平成23年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。</p> <p>※3 平成25年度、平成27年度及び平成29年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。</p> <p>※4 平成31年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施するとともに、対象機器のうち全身用CT・MRIについては配置効率化等を促す仕組みを講じた。</p>																																																																								
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで																																																																								
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 I. 長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間の短縮に資する設備の導入を促すことで、医師の働き方改革を推進し、医師の健康を確保し地域において安全で質の高い医療を提供する。 II. 地域医療提供体制の確保のため、設備投資に係る負担を軽減することで病床の再編等を促進する。 III. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を提供すること</p>																																																																								

		で、地域において良質かつ適切な医療を提供する。
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>I. 新型コロナにより浮き彫りになった課題に対処しつつも、今後、人口構造が急速に変化していくことや2024年4月の医師の時間外労働の上限規制適用を見据えて、引き続き医師の勤務時間短縮等の「医師・医療従事者の働き方改革」を進め、医療従事者の健康を確保の上、医療の質・安全の向上を図ることなどの取組を進めていかなければならない。</p> <p>II. 骨太2019においては、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととされており、地域の医療機関の再編統合に伴う経済的負担を軽減することで、より一層の地域医療構想を推進していかなければならない。</p> <p>III. 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3)</p> <p>国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>I. 2024年4月以降、診療に従事する勤務医に適用される一般的な時間外上限時間の水準を原則月100時間未満、年960時間以下とし、地域医療確保のためにやむを得ず、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準については、原則月100時間未満、年1,860時間以下としたうえで、暫定的な特例水準については、2035年度末を終了目標時期とし、勤務医についての一般的な水準である年960時間に向けた段階的な見直しの検討を行うとしており、例えば2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年度に1,635時間、2030年度は1,410時間、2033年度には1,185時間をそれぞれ段階的な目標として設定することを「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において検討中である。本特別償却制度等により、医療従事者の労働時間の短縮を促進することで、医療従事者の健康及び医療の質を確保することを目標とする。</p> <p>II. 地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。この進捗状況については、地域医療構想の2025(令和7年)における必要病床数に対する実際に増減された病床数の割合により評価する。当該数値を前年度と比較して低下させ、2025年度までに100%とすることを目標とする。</p> <p>III. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>I. 医師の労働時間短縮に資する設備が導入されることにより、医療従事者の労働時間が短縮されるとともに、医療従事者の健康及び医療の質の確保につながっている。</p> <p>II. 本年1月に病床の機能分化・連携に向けた具体的な対応方針の再検証を要請し、8月時点で重点支援区域を12区域選定したところであり、再編等の該当事例に適用されたことにより、医療機関における病床の機能分化・連携の取組につながっている。</p> <p>III. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進されたことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>I. 令和元年度 (法人税・法人事業税) 14件 (所得税) 2件 ※「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出 令和2年度以降 (法人税・法人事業税) 18件 (所得税) 2件 ※年間見込み数を、都道府県が把握する現時点の状況で按分して令和2年度以降の見込みを算出</p> <p>II. 令和元年度以降(推計) (法人税・法人事業税) 3件 ※「都道府県へのヒアリング結果」より推計 ※令和元年度の適用数については有効回答を得られた都道府県の適用数を全国分に割り戻した値を算出。</p> <p>III. 平成29年度 (法人税・法人事業税) 671件 (所得税) 231件 平成30年度 (法人税・法人事業税) 612件 (所得税) 229件 令和元年度以降 (法人税・法人事業税) 642件 (所得税) 239件 ※「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計 ※適用数の実績値が判明しているのは平成30年度までのため、令和元年度以降の適用数については平成29年度と平成30年度の平均値から算出</p>
		② 適用額	<p>I. 令和元年度 (法人税・法人事業税) 257百万円 (所得税) 11百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出 令和2年度以降 (法人税・法人事業税) 314百万円 (所得税) 13百万円 ※年間見込み数を、都道府県が把握する現時点の状況で按分して令和2年度以降の見込みを算出</p> <p>II. 令和元年度以降(推計) (法人税・法人事業税) 3,080百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」より推計 ※令和元年度の適用額については有効回答を得られた都道府県の適用額を全国分に割り戻した値を算出。</p> <p>III. 平成29年度 (法人税・法人事業税) 2,063百万円 (所得税) 平成30年度 (法人税・法人事業税) 2,519百万円 (所得税) 941百万円</p>

		<p>令和元年度以降 (法人税・法人事業税) 2,290 百万円 (所得税) 825 百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、 「医療施設調査結果」等より推計 ※適用額の実績値が判明しているのは平成 30 年度までのため、令和元年度以降 の適用数については平成 29 年度と平成 30 年度の平均値から算出</p>
③: 減収額	<p>I. 令和元年度 (法人税) 38 百万円 (所得税) 2 百万円 (法人事業税) 3 百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出 令和 2 年度以降 (法人税) 47 百万円 (所得税) 2 百万円 (法人事業税) 3 百万円 ※年間見込み数を、都道府県が把握する現時点の状況で按分して令和2年度以 降の見込みを算出 II. 令和元年度以降(推計) (法人税) 247 百万円 (法人事業税) 206 百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」より推計 ※令和元年度の減収額については有効回答を得られた都道府県の適用額を全国 分に割り戻した値により減収額を算出。 III. 平成 29 年度 (法人税) 493 百万円 (所得税) 175 百万円 (法人事業税) 136 百万円 平成 30 年度 (法人税) 589 百万円 (所得税) 233 百万円 (法人事業税) 166 百万円 令和元年度以降(推計) (法人税) 536 百万円 (所得税) 204 百万円 (法人事業税) 151 百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、 「医療施設調査結果」等より推計 ※実績値が判明しているのは平成 30 年度までのため、令和元年度以降の適用数 については平成 29 年度と平成 30 年度の平均値から算出</p>	
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 I. 当該措置により、労働時間短縮に資する機器の導入が促進され、 一定の効果は得られているものの、労働時間短縮に資する機器の 新規導入や更新を行うことで、労働時間短縮の効果が高まること から引き続き勤務時間短縮に資する機器の導入を促すことは不可欠 である。 II. 当該措置により、再編統合を行う医療機関の経済的負担を軽減す ることで、地域医療構想の実現に向けて、医療機関の再編統合が促 進され、一定の効果は得られているものの、今後もより一層推進して いくために当該措置は不可欠である。なお、地域医療構想の 2025 (令和7年)における必要病床数に対する実際に増減された病床数 の割合の令和元年度の実績値は現在集計中であることから、現時 点では平成 30 年度との比較はできない。 III. 令和2年8月に実施した四病院団体協議会へのアンケート調査の 結果、84 病院のうち、14 病院で本制度が利用されているが、地域に</p>	

		<p>において良質かつ適切な医療を提供するためには、まだまだ利用され ていないものと考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 I. 本制度適用医療機関においては、電子カルテシステム等の設備を 導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べて、設備導入後 は医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果は 得られている。 II. 地域医療構想の進捗の遅れもあり当該制度の活用状況は、現時 点では当初の想定を下回っているが、経済的負担を軽減すること で、民間医療機関の再編統合の実績が出てきており、再編統合は 促進されているものと考えている。 III. 地域において良質かつ適切な医療を提供する医療機関(病院)に おいて、全国の6分の1程度ではあるものの本制度が利用されてお り、一定の効果はあるものと考えられる。 なお、平成 30 年 7 月に実施した前回のアンケート調査では、124 病院のうち、31 病院で本制度が利用されている。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>I. 骨太 2019 において、2040 年に向けて人材不足等の新たな課題 に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対 策、医療従事者の働き方改革を推進し、総合的な医療提供体制改 革を実施するとされており、医師等の勤務負担を軽減し、質が高く効 率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めることが求められて いるところであり、本制度適用医療機関においては、電子カルテシ ステム等の設備を導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べ て、設備導入後は医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、 一定の効果は得られている。 II. 骨太 2019 において、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関 についても、2025 年における地域医療構想の実現に沿ったものとな るよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整 会議における議論を促すこととされており、地域の医療機関の再編 統合に伴う経済的負担を軽減し、質が高く効率的で持続可能な医療 提供体制の整備を進めることが求められているところであり、経済的 負担を軽減することで、民間医療機関の再編統合の実績が出てきて いる。 III. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽 減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機 器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
11 相当性	⑥: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>I. 本特例措置により、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する 機会を与えることが可能となり、長時間労働である医師の労働時間 短縮と提供される医療の質の確保の両立が期待でき、税制による優 遇措置を行うことが妥当である。 II. 医療機関が再編等を行う場合において、医療機関の経費負担の軽 減が図られる本施策は補助金等と比べて、より広範に制度を利用す る機会を与えることが可能となることから効果的である。本施策が ない場合、統合等の機能の集約化が進まず、効率的で質の高い医療 提供体制の構築が阻害されることから、税制による優遇措置を行う ことが妥当である。 III. 良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じ て、高度又は先進的な医療用機器の導入を促進する必要があるた</p>

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

		め、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから税制による優遇措置を行うことが妥当である。
②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	I. — II. — III. —	
③：地方公共団体が協力する相当性	I. — II. — III. —	
12：有識者の見解		
13：前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月	

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病 院	15,152	5,766	87,366,432	89.8%	78,455,056					3.2%	-	都道府県	15,776
	診療所	2,131	41,927	89,346,437	38.5%	34,398,378	74.4%	2,062,775	23.9%	493,003	9.7%	-	市町村	47,821
	歯 科	1,860	13,871	25,800,060	41.1%	10,603,825					12.9%	6.6%	合計	63,597
個人	病 院	1,537	210	322,770	89.8%	289,847								
	診療所	1,096	41,892	45,913,632	38.5%	17,676,748	25.6%	709,772	16.2%	114,983				
	歯 科	1,102	54,133	59,654,566	41.1%	24,518,027					8.6%			60,331
合計		22,678	157,799	308,403,897		165,941,881	100.0%			医療法人等の 割合から算出				888,317

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	671	74.4%	
所得税		25.6%	231

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病 院	15,600	1000～ 2000万円	16.2%
診療所	11,659		
歯 科	6,518	500～ 1000万円	8.6%

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病 院	14,771	5,764	85,140,044	89.8%	76,455,760					3.2%	-	都道府県	18,863
	診療所	2,108	42,822	90,268,776	38.5%	34,753,479	72.8%	2,519,040	23.4%	589,455	9.7%	-	市町村	57,177
	歯 科	1,942	14,327	27,823,034	41.1%	11,435,267					12.9%	6.6%	合計	76,040
個人	病 院	1,747	187	326,689	89.8%	293,367								
	診療所	1,206	41,444	49,981,464	38.5%	19,242,864	27.2%	941,180	16.2%	152,471				
	歯 科	1,193	53,682	64,042,626	41.1%	26,321,519					8.6%			80,941
合計		22,967	158,226	317,582,633		168,502,256	100.0%			医療法人等の 割合から算出				822,867

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	612	72.8%	
所得税		27.2%	229

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病 院	15,973	1000～ 2000万円	16.2%
診療所	11,980		
歯 科	6,324	500～ 1000万円	8.6%

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病 院	14,962	5,754	86,091,348	89.8%	77,310,031					3.2%	-	都道府県	17,154
	診療所	2,120	41,140	87,216,800	38.5%	33,578,468	72.9%	2,290,908	23.4%	536,072	9.7%	-	市町村	51,999
	歯 科	1,901	13,393	25,460,093	41.1%	10,464,098					12.9%	6.6%	合計	69,153
個人	病 院	1,642	240	394,080	89.8%	353,884								
	診療所	1,151	42,770	49,228,270	38.5%	18,952,884	27.1%	825,476	16.2%	133,727				
	歯 科	1,148	54,930	63,059,640	41.1%	25,917,512					8.6%			70,991
合計		22,924	158,227	311,450,231		166,576,877	100.0%			医療法人等の 割合から算出				740,790

*施設数は、平成30年10月1日現在のものを使用
*減価償却費、特別償却額は、平成29年度と平成30年度の平均値を使用

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	642	72.9%	
所得税		27.1%	239

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病 院	15,820	1000～ 2000万円	16.2%
診療所	11,820		
歯 科	6,421	500～ 1000万円	8.6%

【出典】
①：国土交通省経済産業政策課（減価償却費（医療機器）、課税前所得）
②：医療施設調査結果（施設数）
③：医療施設等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）
④：施設別設備費の適用設備費割合（特別償却額、適用件数）
⑤：申告所得税標準調査結果（区分（所得階級）、所得税負担率）

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ (⑤に占める割合), 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Includes data for 平成27年度 across 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑤に占める割合, 推計件数. Data for 法人税 (699, 74.7%) and 所得税 (25.3%, 237).

【別表1】平成27年所得 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分(所得階級), 所得税負担率. Data for 病院 (15,985, 1000~2000万円, 16.1%), 診療所 (10,103, 2000万円), 歯科 (6,189, 500~1000万円, 8.7%).

【平成28年度】

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ (⑤に占める割合), 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Includes data for 平成28年度 across 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑤に占める割合, 推計件数. Data for 法人税 (702, 74.9%) and 所得税 (25.1%, 235).

【別表2】平成28年所得 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分(所得階級), 所得税負担率. Data for 病院 (16,000, 1000~2000万円, 16.1%), 診療所 (10,103, 2000万円), 歯科 (6,435, 500~1000万円, 8.6%).

【平成29年度】

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ (⑤に占める割合), 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Includes data for 平成29年度 across 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑤に占める割合, 推計件数. Data for 法人税 (701, 75.0%) and 所得税 (25.0%, 234).

【別表3】平成27、28年所得の平均値 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分(所得階級), 所得税負担率. Data for 病院 (15,993, 1000~2000万円, 16.1%), 診療所 (10,103, 2000万円), 歯科 (6,312, 500~1000万円, 8.7%).

【出典】 第21回医療経済実態調査結果(減価償却費(医療機器)、課税前所得)、医療施設調査結果(施設数)、医療機関等の設備投資に関する調査結果(500万円以上の医療機器割合)、租税特別措置法の適用実態調査結果(特別償却額、適用件数)、申告所得税課税調査結果(区分(所得階級)、所得税負担率)

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ (⑤に占める割合), 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Includes data for 平成25年度 across 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑤に占める割合, 推計件数. Data for 法人税 (967, 74.5%) and 所得税 (25.5%, 338).

【別表1】平成25年所得 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分(所得階級), 所得税負担率. Data for 病院 (15,266, 1000~2000万円, 15.9%), 診療所 (11,984, 2000万円), 歯科 (5,763, 500~1000万円, 8.7%).

【平成26年度】

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ (⑤に占める割合), 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Includes data for 平成26年度 across 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑤に占める割合, 推計件数. Data for 法人税 (842, 75.5%) and 所得税 (24.5%, 273).

【別表2】平成26年所得 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分(所得階級), 所得税負担率. Data for 病院 (14,358, 1000~2000万円, 16.2%), 診療所 (11,922, 2000万円), 歯科 (5,966, 500~1000万円, 8.8%).

【平成27年度】

Table with 10 columns: 経営体, 区分, 減価償却費①, 施設数②, ③ (①×②), 500万円以上の医療機器割合④, 基準額⑤, ⑥ (③×④), ⑦ (⑤に占める割合), 特別償却額⑧, 基準税率, 減収見込額. Includes data for 平成27年度 across 医療法人 and 個人 categories.

【適用件数の推計】 Table with 3 columns: 適用件数, ⑤に占める割合, 推計件数. Data for 法人税 (915, 75.3%) and 所得税 (24.7%, 300).

【別表3】平成25、26年所得の平均値 Table with 4 columns: 課税前所得, 区分(所得階級), 所得税負担率. Data for 病院 (14,812, 1000~2000万円, 16.1%), 診療所 (11,953, 2000万円), 歯科 (5,865, 500~1000万円, 8.8%).

【出典】 第20回医療経済実態調査結果(減価償却費(医療機器)、課税前所得)、医療施設調査結果(施設数)、医療機関等の設備投資に関する調査結果(500万円以上の医療機器割合)、租税特別措置法の適用実態調査結果(特別償却額、適用件数)、申告所得税課税調査結果(区分(所得階級)、所得税負担率)

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

【平成23年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	17,917	5,712	102,341,904	89.8%	91,903,030	71.7%	3,817,131	25.5%	973,368
	診療所	1,984	36,859	73,128,256	38.5%	28,154,379				
	歯科	1,688	11,074	18,692,912	41.1%	7,682,787				
個人	病院	7,242	373	2,701,266	89.8%	2,425,737	28.3%	1,506,622	16.4%	247,086
	診療所	1,285	46,227	59,401,695	38.5%	22,869,653			8.8%	132,583
	歯科	1,077	56,481	60,830,037	41.1%	25,001,145				
合計		31,193	156,726	317,096,070		178,036,731	100.0%			1,353,037

【適用件数の推計】

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	964	71.7%	
所得税		28.3%	380

【別表1】平成23年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	17,900	1000~ 2000万円	16.4%
診療所	13,095		
歯科	6,125	500~ 1000万円	8.8%

【平成24年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	15,917	5,709	90,870,153	89.8%	81,601,397	70.8%	3,603,918	25.5%	918,999
	診療所	1,975	37,706	74,469,350	38.5%	28,670,700				
	歯科	1,751	11,481	20,103,231	41.1%	8,262,428				
個人	病院	7,704	348	2,680,992	89.8%	2,407,531	29.2%	1,486,362	16.2%	240,791
	診療所	1,268	45,645	57,877,860	38.5%	22,282,976			8.6%	127,827
	歯科	1,048	56,378	59,084,144	41.1%	24,283,583				
合計		29,663	157,267	305,085,730		167,508,615	100.0%			1,287,617

【適用件数の推計】

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	1,015	70.8%	
所得税		29.2%	419

【別表2】平成24年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	18,325	1000~ 2000万円	16.2%
診療所	13,445		
歯科	6,249	500~ 1000万円	8.6%

【平成25年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑦	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	16,917	5,722	96,799,074	89.8%	86,925,568	71.9%	3,710,525	25.5%	946,184
	診療所	1,980	38,544	76,317,120	38.5%	29,382,091				
	歯科	1,720	11,914	20,492,080	41.1%	8,422,245				
個人	病院	7,473	320	2,391,360	89.8%	2,147,441	28.1%	1,496,492	16.3%	243,928
	診療所	1,277	45,006	57,472,662	38.5%	22,126,975			8.7%	130,195
	歯科	1,063	56,170	59,708,710	41.1%	24,540,280				
合計		30,430	157,676	313,181,006		173,544,600	100.0%			1,320,307

*施設数は、平成25年10月1日現在のものを使用
*減価償却費、特別償却額は、平成23年度と平成24年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は平成23、24年度の平均値

	適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	990	71.9%	
所得税		28.1%	387

【別表3】平成23、24年所得の平均値

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	18,113	1000~ 2000万円	16.3%
診療所	13,270		
歯科	6,187	500~ 1000万円	8.7%

【出典】
・第19回医療経済実態調査結果（減価償却費（医療機器）、課税前所得）
・医療施設調査結果（施設数）
・医療機関等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）
・租税特別措置法の適用実態調査結果（特別償却額、適用件数）
・申告所得税額本調査結果（区分（所得階級）、所得税負担率）

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2厚労02）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置 (-)							
措置内容	平成30年度時点	-							
	令和元年度税制改正以後	-							
	令和2年度税制改正以後	-							
政策目的		少子高齢化に伴う医療・介護サービスの担い手の減少が進む中で、健康・医療・介護分野のデータやICTを積極的に活用することにより、国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療や介護現場において、サービスの質を維持・向上しつつ、その効率化や生産性の向上を図ること。							
評価対象税目		義務対象			努力義務対象				
		法人税	法人住民税	法人事業税					
関係条項		-							
要望内容		オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる。							
創設年度		-	過去の政策評価の実績		-			区分	新設

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させる）は、政策目的（国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療や介護現場において、サービスの質を維持・向上しつつ、その効率化や生産性の向上を図っていく）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（電子処方箋の仕組みの構築）について、達成すべき水準が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標（電子処方箋の仕組みの構築）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において示されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では予測できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では予測できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させる）は、政策目的（国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療や介護現場において、サービスの質を維持・向上しつつ、その効率化や生産性の向上を図っていく）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させる」との説明では、達成目標（電子処方箋の仕組みの構築）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	法人税:義(国税9)、法人住民税:義、事業税:義(自動連動)(地方税6)
		所得税:外、個人住民税:外、消費税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる。
		《関係条項》 —
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年8月 分析対象期間:
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置(令和3年8月1日以降)
9	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子高齢化に伴う医療・介護サービスの担い手の減少が進む中で、健康・医療・介護分野のデータやICTを積極的に活用することにより、国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療や介護現場において、サービスの質を維持・向上しつつ、その効率化や生産性の向上を図っていくことが必要である。
		上記認識のもと「健康・医療・介護情報利活用検討会」が設置され、当該検討会において、電磁的記録により保存、作成及び交付等が行われた処方箋(電子処方箋)については、その利活用が求められている。
		《政策目的の根拠》 健康・医療・介護情報の利活用に向けた検討課題に関する意見の整理(6月17日 健康・医療・介護情報利活用検討会) (3) 電子処方箋の実現に向けた環境整備 意見の整理とそれを踏まえた今後の方向性 ・電子処方箋については、全国で利用できるものとして、患者の利便性向上とともに、重複投薬の回避、医療機関・薬局の負担軽減にも資する仕組みとする。 ・リアルタイムで情報を共有する仕組みとして、全国的に医療機

		関と薬局を結ぶオンライン資格確認等システムのネットワークの活用を検討することとする。 ・処方箋の真正性確保のあり方について検討することとする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること 施策目標 医療等情報化インフラの普及のための取組を推進すること
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電子処方箋の仕組みの構築 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることにより、国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させることが可能となる。
10	有効性等	①: 適用数 現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では把握できない。
		②: 適用額 現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では把握できない。
		③: 減収額 現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では把握できない。
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることにより、国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させることが可能となる。
		⑤: 税収減を是認する理由等 —
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討の結果、税制でなければ目的とする政策効果が得られない可能性があるため。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2厚労03）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 (共同利用施設の特別償却)					
措置内容	平成30年度時点	生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が、共同利用施設の取得等をした場合には、取得価額の6%の特別償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第44条の3、第68条の24					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		S55	過去の政策評価の実績	H22厚労16、H23厚労09、H24厚労15、H26厚労09、H28厚労03、H30厚労06	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	1	1,073	-	150
H24	0	-	-	-
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	0	-	-	-
H29	0	-	-	-
H30	0	-	-	-

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じ、経営基盤の強化が図られるためには、多くの事業者が課題として挙げる人材不足や後継者不足が解消されるとともに、生産性の向上が必要である。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年4～6月期の生活衛生関係営業業況判断D Iは、比較可能な平成7年以降最低の水準となっており、回復時期の見通しが困難な状況となっている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書では、平成29年度、平成30年度とも実績は0件であった。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（平成29年度及び30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

① 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書では、平成29～30年度は適用実績0件であった。令和元年度は関係団体への調査結果より、共同利用施設の設置が確認されたことを踏まえ見込数を記載したものである。減収見込額は4.5百万円（23.9百万円×19%）

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
② 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数は0件（平成29年度及び30年度）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。そのため、僅少であることの原因を分析する必要がある。
③ 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】
①・② 生活衛生関係営業の業況D Iの推移は把握しているものの、過去5年以上マイナスが続いている。ただし、2011年4～6月月期が▲33.8であったのに対し、2019年4～6月期では▲14.2となるなど、近年一定の回復傾向にはあり、また2019年の生活衛生関係営業の設備投資の実施状況は2008年の調査開始以来2番目に高い数字となるなど、内需創出に寄与していると思料される。（日本政策金融公庫『生活衛生関係営業の設備投資動向（2019年）』）
③ 現在課題となっている生活衛生関係営業の経営力強化や生産性向上を図る観点から、本特例措置は一定の効果を発揮することが考えられるが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた本特例措置のみによる直接的な効果については、当該措置分のみの影響を抽出することは困難であるため、現状把握出来ていない。
【点検結果】
①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じる必要がある）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じる必要がある）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（令和2年度から4年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置による将来の効果について、定量的に把握することは困難であるが、生活衛生同業組合等における共同利用施設の設置により、個々の事業者の生産性が高まり、経営強化に繋がり、更なる設備投資をはじめとした内需の創出が期待されると考えられる。</p> <p>② 直近の適用見込み件数については、新型コロナによる経営状況の悪化等により、今後一定期間設備投資を控えることが予測される状況もあり僅少となっているが、回復後の生産性の向上や経営基盤の強化に繋げていくためには、本特例措置による共同利用施設整備が有用であると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	法人税：義(国税19) 法人住民税、法人事業税：義
	①：政策評価の対象税目 ②：上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が200万円以上のものに限る。)に係る特別償却制度 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法第44条の3、第68条の24 ・租税特別措置法施行令第28条の5、第39条の52
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和2年8月 分析対象期間：平成29年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成31年度税制改正)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。 本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。 《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5

	②：政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
	③：達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じる必要がある。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生関係営業(全産業534万事業所のうち20.2%、全従業員5,687万人のうち11.7%)は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生の実等を強力に推進する必要がある。 現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調(▲87.4=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」令和2年4-6月期)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。 このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の設備投資(共同利用施設取得)を誘引する必要がある。
10	有効性等	①：適用数 29年度：1施設、30年度：0施設、令和元年度：1施設 2年度：1施設、3年度：1施設、4年度：1施設 (※1)令和2年度～4年度は平成29年度～令和元年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。 中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により、業況判断DIがマイナスに留まる中、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にある。 (※2)適用数自体は少ないが、当該施設が設置されたことで生じる生産性向上効果は、当該生活衛生同業組合等の傘下企業全体に波及しうると考えられる。

	②: 適用額	(対象施設数)(特別償却対象設備取得額)(特別償却実施見込額) 29年度 1 430百万円 25.8百万円 30年度 0 - - R1年度 1 398百万円 23.9百万円 2年度 1 276百万円 16.6百万円 3年度 1 276百万円 16.6百万円 4年度 1 276百万円 16.6百万円 (※)令和2年度～令和4年度は平成29年度～令和元年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。
	③: 減収額	減収見込額(法人税) (法人住民税) (法人事業税) 29年度 4.9百万円 0.6百万円 0.9百万円 30年度 - - - R1年度 4.5百万円 0.6百万円 0.8百万円 2年度 3.1百万円 0.4百万円 0.6百万円 3年度 3.1百万円 0.4百万円 0.6百万円 4年度 3.1百万円 0.4百万円 0.6百万円 (※)令和2年度～4年度は平成29年度～令和元年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。 減収見込額は、法人税は特別償却実施見込額×19%により算出。法人住民税率12.9%、法人事業税率3.4%で算出
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 生活衛生関係営業の業況DIがマイナスに留まる中、共同利用施設などの設備投資を見合わせざるを得ない状況にある(▲87.4=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」令和2年4-6月期)。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られる。当該施設が設置されたことで生じる生産性向上効果は、当該生活衛生同業組合等の傘下企業全体に波及しうることから、本税制措置により当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。
	⑤: 税収減を是認する理由等	本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化(税収の増大)に寄与する。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 生活衛生関係営業(全産業534万事業所のうち20.2%、全従業者5,687万人のうち11.7%)は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点からその持続的な発展の確保することは、特に重要である。 共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する

		法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生活衛生関係営業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、地域のセーフティネットとしての役割をこれからも果たしていくためにも、引き続き補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる政策税制としての役割を維持していくことに妥当性がある。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解	『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。 また、平成24年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成24年7月19日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2厚労04）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		社会保険診療報酬に係る非課税措置 (社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置)						適用総額 (法人事業税・千円)	
措置内容	平成30年度時点	医療法人等については、社会保険診療報酬につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療報酬に係る経費は損金の額に算入しない。						H23	753,311,123
	令和元年度税制改正以後	従前どおり						H24	774,715,165
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H25	689,786,978
政策目的		国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図ること。						H26	593,626,895
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				H27	582,550,165
	法人事業税							H28	551,381,013
関係条項		地方税法第72条の23						H29	466,780,084
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。						H30	538,465,356
創設年度	S27	過去の政策評価の実績		H26厚労20、H27厚労09、R1厚労02			区分	延長	※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る非課税措置
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和元年度）が把握されていない。 ② 過去の適用数（平成25年度から30年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成25年度から28年度までの適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、個人事業税及び法人事業税に係る減収額の合計値であり、法人事業税のみに係る減収額が把握されていない。 ② 過去の減収額（令和元年度の法人事業税）が把握されていない。
-------------------------	---

【厚生労働省の補足説明】

- ご指摘の箇所について個人事業税及び法人事業税の内訳を追記修正する。
- 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。

【点検結果】

- 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人事業税）が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しており、両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,890,095	703,832	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,890,399	556,412	148,049	70,534
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	79.1%	83.9%	84.1%
医療費用(年間)④	1,846,155	567,194	163,737	56,983
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,551,855	448,857	137,375	46,805
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	338,544	107,555	8,674	21,029
開設者別施設数⑦	5,764	187	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	64.9%	84.0%	65.9%	98.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,741	157	28,220	38,982
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	144,185,998	16,471,858	244,787,881	724,301,884
事業税率⑪	6.6%	5.0%		6.6%
減税額⑫	9,497,898	823,629	16,123,356	39,215,089

H30.10.1調査
一般病院 4,848 169
精神病院 916 18

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	67,834	44,768
社会保険診療報酬(年間)②	70,518	37,315
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,940	32,062
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	68,982	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,958	10,585
開設者別施設数⑦	14,327	53,862
黒字率⑧:注1	67.4%	98.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,658	51,842
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	67,171,990	398,655,351
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,424,732	10,842,788

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,927,423
要項の情報の適用見込み	133,398

出典:「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成30年医療施設動向調査」(厚生労働省)
注1: 医療法人・個人の黒字率は平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「施設別集計表」損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。
注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

統計表4 開設者・施設の種類の別みた施設数

平成30(2018)年10月1日現在

	病 院			一 般 診 療 所			歯科診療所		
	精神病院	一般病院	療養病床を有する病院(再掲)	有床	療養病床を有する一般診療所(再掲)	無床			
総数	8,372	1,058	7,314	3,736	102,105	6,934	847	95,171	68,613
国	324	3	321	7	536	218	-	318	5
厚生労働省	14	-	14	-	22	-	-	22	-
独立行政法人国立病院機構	141	3	138	1	-	-	-	-	-
国立大学法人	47	-	47	1	147	1	-	146	2
独立行政法人労働者健康安全機構	33	-	33	-	-	-	-	-	-
国立高度専門医療研究センター	8	-	8	-	2	-	-	2	-
独立行政法人地域医療機能推進機構	57	-	57	5	2	-	-	2	-
その他	24	-	24	-	363	217	-	146	3
公的医療機関	1,207	41	1,166	306	3,550	170	34	3,380	262
都道府県	199	25	174	9	253	12	-	241	7
市町村	618	4	614	215	2,945	154	33	2,791	254
地方独立行政法人	103	8	95	9	31	1	1	30	-
日赤	92	-	92	18	204	1	-	203	-
済生会	85	1	84	16	51	-	-	51	1
北海道社会事業協会	7	-	7	5	-	-	-	-	-
厚生連	103	3	100	34	66	2	-	64	-
国民健康保険団体連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保険関係団体	52	-	52	11	464	-	-	464	7
健康保険組合及びその連合会	9	-	9	3	302	-	-	302	2
共済組合及びその連合会	42	-	42	8	146	-	-	146	5
国民健康保険組合	1	-	1	-	16	-	-	16	-
公益法人	197	38	159	77	499	21	2	478	103
医療法人	5,764	916	4,848	3,022	42,822	4,948	676	37,874	14,327
私立学校法人	112	2	110	9	187	2	-	185	16
社会福祉法人	201	11	190	67	9,853	21	6	9,832	37
医療生協	82	2	80	37	304	18	2	286	53
会社	35	-	35	4	1,712	4	-	1,708	9
その他の法人	211	27	184	97	734	23	1	711	112
個人	167	18	169	99	41,444	1,509	126	39,935	53,862

(医療施設調査)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込額

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」から引用

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)P158

令和3年度税制改正要案資料

一般病院(集計2)

(1施設当たり換算)

	医療法人										法人・その他																			
	金額					構成比率					金額					構成比率														
	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率										
	前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度								
I 医療収益	1,636,250	1,658,192	95.0	95.2	1.3	7,163,521	7,321,774	98.6	98.6	2.2	4,282,732	4,344,683	99.4	99.4	1.4	1,168,408	1,188,704	67.8	68.2	1.7	4,877,850	4,943,542	67.1	66.5	1.3	2,863,893	2,897,877	66.5	66.3	1.2
1. 入院診療収益	1,138,945	1,158,882	66.1	66.5	1.8	4,815,804	4,884,695	66.3	65.8	1.4	2,812,332	2,846,125	65.3	65.1	1.2	10,558	10,934	0.6	0.6	3.6	52,767	50,536	0.7	0.7	-4.2	24,165	24,160	0.6	0.6	0.0
2. 特別の療養環境収益	18,904	18,888	1.1	1.1	-0.1	9,279	8,312	0.1	0.1	-10.4	27,396	27,591	0.6	0.6	0.7	14,864	14,574	0.9	0.8	-2.0	110,517	113,834	1.5	1.5	3.0	39,248	40,230	0.9	0.9	2.5
3. 外来診療収益	405,235	406,136	23.5	23.3	0.2	1,887,907	1,935,950	26.0	26.1	2.5	1,229,418	1,253,618	28.5	28.7	2.0	387,789	388,799	22.5	22.3	0.3	1,862,537	1,909,855	25.6	25.7	2.5	1,205,855	1,229,743	28.0	28.1	2.0
4. その他の医療収益	47,743	48,778	2.8	2.8	2.2	287,247	328,448	4.0	4.4	14.3	150,172	152,959	3.5	3.5	1.9	5,376	5,204	0.3	0.3	-3.2	12,355	12,622	0.2	0.2	2.2	8,051	7,924	0.2	0.2	-1.6
II 介護収益	86,300	83,791	5.0	4.8	-2.9	104,542	106,724	1.4	1.4	2.1	26,333	26,270	0.6	0.6	-0.2	62,245	59,355	3.6	3.4	-4.6	80,593	82,614	1.1	1.1	2.5	14,949	14,493	0.3	0.3	-3.1
1. 施設サービス収益	19,661	20,022	1.1	1.1	1.8	19,172	19,341	0.3	0.3	0.9	8,905	9,124	0.2	0.2	2.5	570	563	0.0	0.0	-1.2	2,315	2,414	0.0	0.0	4.3	641	577	0.0	0.0	-10.0
2. 居宅サービス収益	4,394	4,414	0.3	0.3	0.5	4,777	4,770	0.1	0.1	-0.1	2,479	2,653	0.1	0.1	7.0															

精神科病院(集計2)

(1施設当たり換算)

	法人・その他										個人										全体										
	金額					構成比率					金額					構成比率					金額					構成比率					
	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率	
	前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度	前年度	前々年度	前年度		前々年度
I 医療収益	1,398,484	1,409,388	99.2	99.3	0.8	—	—	—	—	—	1,398,484	1,409,388	99.2	99.3	0.8	—	—	—	—	—	—	1,398,484	1,409,388	99.2	99.3	0.8	—	—	—	—	—
1. 入院診療収益	1,157,586	1,174,849	82.1	82.3	0.9	—	—	—	—	—	1,157,586	1,174,849	82.1	82.3	0.9	—	—	—	—	—	—	1,157,586	1,174,849	82.1	82.3	0.9	—	—	—	—	—
2. 特別の療養環境収益	6,814	6,866	0.5	0.5	0.8	—	—	—	—	—	6,814	6,866	0.5	0.5	0.8	—	—	—	—	—	—	6,814	6,866	0.5	0.5	0.8	—	—	—	—	—
3. 外来診療収益	196,384	197,080	13.9	13.9	0.4	—	—	—	—	—	196,384	197,080	13.9	13.9	0.4	—	—	—	—	—	—	196,384	197,080	13.9	13.9	0.4	—	—	—	—	—
4. その他の医療収益	30,600	30,592	2.2	2.2	0.0	—	—	—	—	—	30,600	30,592	2.2	2.2	0.0	—	—	—	—	—	—	30,600	30,592	2.2	2.2	0.0	—	—	—	—	—
II 介護収益	10,966	9,233	0.8	0.7	-15.8	—	—	—	—	—	10,966	9,233	0.8	0.7	-15.8	—	—	—	—	—	—	10,966	9,233	0.8	0.7	-15.8	—	—	—	—	—
1. 施設サービス収益	7,447	5,686	0.5	0.4	-23.6	—	—	—	—	—	7,447	5,686	0.5	0.4	-23.6	—	—	—	—	—	—	7,447	5,686	0.5	0.4	-23.6	—	—	—	—	—
2. 居宅サービス収益	3,052	3,115	0.2	0.2	2.1	—	—	—	—	—	3,052	3,115	0.2	0.2	2.1	—	—	—	—	—	—	3,052	3,115	0.2	0.2	2.1	—	—	—	—	—
3. その他の介護収益	466	432	0.0	0.0	-7.3	—	—	—	—	—	466	432	0.0	0.0	-7.3	—	—	—	—	—	—	466	432	0.0	0.0	-7.3	—	—	—	—	—

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	381,823	97,582	281,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	381,823	97,582	281,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	853	3,021	3,874
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	773	316	1,118	1,433
影響額合計(百万円)⑨	2,863	1,169	4,139	5,308

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円-2,903百万円=971百万円
 地方法人特別税 : 1,433百万円-1,002百万円=431百万円

合計
1,402百万円

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.8%≒2,000万円、800万÷17.8%≒4,500万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。
 2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表(国税庁) P158

令和3年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

第9表 所得階級別・資本金階級別法人数

業種別	資本金階級																合計
	100万円以下	100万円超	200万円超	500万円超	1,000万円超	2,000万円超	5,000万円超	1億円超	1億円超	5億円超	10億円超	50億円超	100億円超	1億円(西暦)	1億円(西暦)		
企業組合	109	33	24	27	3	7	4	217	-	-	-	-	-	-	217	-	217
利益計上法人	37	16	20	9	5	4	1	92	-	-	-	-	-	-	92	-	92
100万円以下	10	6	4	2	4	4	-	30	-	-	-	-	-	-	30	-	30
100万円超	16	10	18	10	5	2	-	61	-	-	-	-	-	-	61	-	61
200万円以下	21	7	4	3	10	3	-	48	-	-	-	-	-	-	48	-	48
200万円超	7	2	2	6	13	5	2	37	-	-	-	-	-	-	37	-	37
500万円以下	2	2	4	2	2	2	4	18	-	-	-	-	-	-	18	-	18
500万円超	2	-	2	-	3	2	-	9	-	-	-	-	-	-	9	-	9
1億円以下	-	-	-	2	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	3	-	3
1億円超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1
5億円以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5億円超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10億円以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10億円超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	204	78	88	61	40	29	12	515	-	1	-	-	-	1	515	-	516
医療法人	387	118	158	117	27	37	6	851	-	-	-	-	-	-	851	-	851
利益計上法人	720	35	207	815	264	228	30	2,299	11	2	-	-	-	13	2,299	13	2,312
100万円以下	555	42	162	636	212	164	17	1,788	12	-	-	-	-	12	1,788	12	1,800
100万円超	433	31	147	523	226	170	13	1,543	16	-	-	-	-	16	1,543	17	1,559
200万円以下	955	60	208	1,061	325	285	20	2,914	18	-	-	-	-	18	2,914	18	2,932
200万円超	1,890	74	457	1,736	591	514	60	5,412	36	-	-	-	-	36	5,410	38	5,448
500万円以下	2,180	83	322	1,439	534	577	85	5,190	33	2	-	-	-	35	5,188	37	5,225
500万円超	1,901	81	298	1,132	419	526	171	4,548	74	1	1	-	-	76	4,538	86	4,624
2,000万円以下	554	18	84	304	129	208	126	1,483	58	2	-	-	-	60	1,477	66	1,543
2,000万円超	272	11	55	126	56	159	92	771	40	7	-	-	-	48	767	52	819
5億円以下	154	11	33	46	35	64	47	390	44	-	1	-	-	45	390	45	435
5億円超	40	2	7	13	6	17	9	94	7	-	-	-	-	7	93	9	101
10億円以下	10	-	-	3	-	5	1	19	1	2	-	-	-	3	19	3	22
10億円超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	8,724	448	2,040	7,784	2,787	2,877	871	26,491	300	16	2	-	-	1	26,805	395	26,820
医療法人	4,703	608	2,778	9,340	3,882	4,267	656	26,334	150	10	2	1	-	163	26,306	191	26,497

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和3年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると16.5%となる。

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み額の推計及び減税額(試算)(Excel)の医療法人における社会保険診療収入率の逆数

医療施設動態調査 H30.10.1現在

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体：医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

表3 開設者別にみた施設数

各年10月1日現在

	施設数		対前年		構成割合(%)	
	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	増減数	増減率 (%)	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)
病院	8 372	8 412	△ 40	△ 0.5	100.0	100.0
国	324	327	△ 3	△ 0.9	3.9	3.9
公的医療機関	1 207	1 211	△ 4	△ 0.3	14.4	14.4
社会保険関係団体	52	52	-	-	0.6	0.6
医療法人	5 764	5 766	△ 2	△ 0.0	68.8	68.5
個人	187	210	△ 23	△ 11.0	2.2	2.5
その他	838	846	△ 8	△ 0.9	10.0	10.1
一般診療所	102 105	101 471	634	0.6	100.0	100.0
国	536	532	4	0.8	0.5	0.5
公的医療機関	3 550	3 583	△ 33	△ 0.9	3.5	3.5
社会保険関係団体	464	471	△ 7	△ 1.5	0.5	0.5
医療法人	42 822	41 927	895	2.1	41.9	41.3
個人	41 444	41 892	△ 448	△ 1.1	40.6	41.3
その他	13 289	13 066	223	1.7	13.0	12.9
歯科診療所	68 613	68 609	4	0.0	100.0	100.0
国	5	5	-	-	0.0	0.0
公的医療機関	262	265	△ 3	△ 1.1	0.4	0.4
社会保険関係団体	7	7	-	-	0.0	0.0
医療法人	14 327	13 871	456	3.3	20.9	20.2
個人	53 682	54 133	△ 451	△ 0.8	78.2	78.9
その他	330	328	2	0.6	0.5	0.5

【社会保険診療報酬に係る非課税増量の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

令和3年税制改正要綱
単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,890,895	703,832	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,590,369	956,412	148,049	70,834
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	84.1%	78.1%	83.8%	84.1%
医療費用(年間)④	1,848,195	587,194	183,737	58,983
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,551,855	448,851	137,375	48,005
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,544	107,762	6,874	21,029
開設者別施設数⑦	5,764	187	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	64.9%	84.0%	65.0%	98.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,741	157	28,220	39,982
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	144,188,888	18,471,856	244,787,881	724,201,884
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,497,889	623,883	16,123,359	38,215,098

H30.10.1現在	
医療法人	4,848
個人	169
一般病院	916
精神病院	18

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	87,834	44,756
社会保険診療報酬(年間)②	78,518	37,815
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,840	32,082
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	86,582	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	8,656	10,585
開設者別施設数⑦	14,327	53,682
黒字率⑧:注1	67.4%	98.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,656	51,642
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	87,171,860	398,855,351
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,426,732	18,942,768

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,827,423
要量の増量の適用対象見込み	133,388

出典:「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成30年医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表」損益率の分布を基に施設別の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

平成32年税制改正案
単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,720,119	703,774	172,087	89,329
社会保険診療報酬(年間)②	1,603,747	625,010	145,192	78,500
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	88.9%	84.4%	88.0%
医療費用(年間)④	1,684,728	671,818	168,824	80,466
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,570,165	597,247	133,879	53,201
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	33,582	28,869	11,313	25,300
開設者別施設数⑦	5,768	210	41,927	41,892
黒字率⑧:注1	58.7%	89.0%	70.9%	95.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,289	145	29,726	40,049
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	109,790,429	3,733,924	336,303,213	901,005,609
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	7,232,115	188,898	22,182,865	45,050,280

H28.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,853	188
精神病院	913	22

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	92,037	40,888
社会保険診療報酬(年間)②	86,127	35,618
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.8%	88.0%
医療費用(年間)④	86,572	28,807
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	82,200	25,390
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,927	10,458
開設者別施設数⑦	13,871	54,133
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,890	52,583
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	38,833,239	397,256,517
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	2,558,024	19,862,928

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	97,042,907
要項の措置の適用対象見込み	135,642

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)、「平成29年医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成27年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表」排他率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る非課税措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税20)
		②: 上記以外の税目 個人事業税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。
		《要望の内容》 適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法第72条の23 地方税法第72条の49の12
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成25~30年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	①: 適用数 平成30年度 135,719件/年※ 平成29年度 135,642件/年 平成28年度 136,371件/年 平成27年度 136,482件/年 平成26年度 136,429件/年 平成25年度 135,449件/年 ※平成30年11月実施第22回医療経済実態調査及び平成30年医療施設調査より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は平成30年度が最新データ
		②: 適用額 平成30年度 課税標準額 1,766,308百万円※ (個人事業税 1,227,843百万円) (法人事業税 538,465百万円) 平成29年度 課税標準額 1,732,211百万円 (個人事業税 1,265,431百万円) (法人事業税 466,780百万円) 平成28年度 課税標準額 1,824,735百万円 (個人事業税 1,273,354百万円) (法人事業税 551,381百万円) 平成27年度 課税標準額 1,849,971百万円 (個人事業税 1,272,901百万円) (法人事業税 577,070百万円) 平成26年度 課税標準額 1,893,022百万円 (個人事業税 1,299,395百万円) (法人事業税 593,627百万円) 平成25年度 課税標準額 2,037,371百万円 (個人事業税 1,347,584百万円) (法人事業税 689,787百万円) ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第201回国会提出)参照
		③: 減収額 (実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 平成30年度 1,766,308百万×4.6%=81,250百万 (個人事業税 1,227,843百万×4.6%=56,480百万) (法人事業税 538,465百万×4.6%=24,770百万) 平成29年度 1,732,211百万×4.6%=79,682百万 (個人事業税 1,265,431百万×4.6%=58,210百万) (法人事業税 466,780百万×4.6%=21,472百万) 平成28年度 1,824,735百万×4.6%=83,938百万 (個人事業税 1,273,354百万×4.6%=58,574百万) (法人事業税 551,381百万×4.6%=25,364百万) 平成27年度 1,849,971百万×4.6%=85,099百万

		<p>(個人事業税 1,272,901 百万 × 4.6% = 58,554 百万) (法人事業税 577,070 百万 × 4.6% = 26,545 百万) 平成 26 年度 1,893,022 百万 × 4.6% = 87,079 百万 (個人事業税 1,299,395 百万 × 4.6% = 59,772 百万) (法人事業税 593,627 百万 × 4.6% = 27,307 百万) 平成 25 年度 2,037,371 百万 × 4.6% = 93,719 百万 (個人事業税 1,347,584 百万 × 4.6% = 61,989 百万) (法人事業税 689,787 百万 × 4.6% = 31,730 百万)</p>																								
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 25 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td> <td>177,769</td> <td>177,546</td> <td>178,212</td> <td>178,911</td> <td>178,492</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>179,090</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)</p>		25	26	27	28	29	医療機関数	177,769	177,546	178,212	178,911	178,492		30					医療機関数	179,090				
	25	26	27	28	29																					
医療機関数	177,769	177,546	178,212	178,911	178,492																					
	30																									
医療機関数	179,090																									
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 25 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における医療提供体制の維持に資するものとなっている。</p>																								
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。</p>																								
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担																									
	③: 地方公共団体が協力する相当性																									
12: 有識者の見解																										
13: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 9 月																								

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2厚労05）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置 (医療法人に係る税率の特例措置)						適用総額 (法人事業税・千円)	
措置内容	平成30年度時点	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については4.6%の軽減税率を適用する。						H23	1,790,756
	令和元年度税制改正以後	従前どおり						H24	1,724,425
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H25	1,960,754
政策目的		地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図ること。						H26	1,718,203
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				H28	2,523,386
	法人事業税							H29	2,124,957
関係条項		地方税法第72条の24の7						H30	2,056,923
要望内容		措置の適用期限を令和4年3月31日まで1年間延長する。							
創設年度	S27	過去の政策評価の実績		H26厚労21、H27厚労10、R1厚労03			区分	延長	

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置		
税 目	法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和元年度）が把握されていない。 ② 過去の適用数（平成25年度から29年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 過去の適用数（平成30年度）について、「平成30年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」より所得区分毎の医療法人数等のデータを集計し推計しており、今回は平成30年度が最新データとなる。 ② 算出根拠を別紙資料（E X C E L）の通り提出する。 ③ 算出根拠を別紙資料（E X C E L）の通り提出する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成25年度及び26年度の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」より所得区分毎の医療法人数等のデータを集計し推計しており、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和元年度の法人事業税）が把握されていない。 ② 過去の減収額（平成25年度から30年度までの法人事業税）について、「地方税法に基づく適用実態調査結果」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 減収額は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」と「医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」の両データから推計しており、今回は平成30年度が最新データとなる。 ② 算出根拠を別紙資料（E X C E L）の通り提出する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成25年度及び26年度の減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人事業税）が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 減収額は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」と「医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」の両データから推計しており、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する過去の効果（令和元年度）が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 測定指標の医療機関数は「医療施設動態調査」で把握しており、今回は平成30年度が最新データとなる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわかっていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 測定指標の医療機関数は「医療施設動態調査」で把握しており、今回は平成30年度が最新データとなる。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続IIに係る適用見込み数の推計及び減収額(試算)】

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,690,895	703,632	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,590,399	556,412	146,049	70,834
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	79.1%	83.9%	84.1%
医療費用(年間)④	1,640,155	567,184	163,737	56,983
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,551,855	448,051	137,375	49,805
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,544	107,761	6,674	21,029
開設者別施設数⑦	5,784	187	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	64.0%	64.0%	65.9%	98.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,741	157	28,220	39,952
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	144,156,898	16,471,658	244,767,891	724,301,384
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減収額⑫	9,497,886	823,583	16,123,306	36,216,096

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	97,834	44,768
社会保険診療報酬(年間)②	76,518	37,515
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,840	32,062
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	89,882	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,856	10,685
開設者別施設数⑦	14,327	83,682
黒字率⑧:注1	67.4%	68.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,656	51,642
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	67,171,680	396,855,351
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減収額⑫	4,424,732	19,842,788

減収額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,827,423
要置の措置の適用対象見込み	133,386

出典:「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成30年医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

医療法人	個人	
一般病院	4,848	169
精神病院	916	18

統計表4 開設者・施設の種類別にみた施設数

平成30(2018)年10月1日現在

	病 院				一 般 診 療 所				歯科診療所
	精神科 病 院	一般病院	療養病床を 有する病院 (再掲)		有床	療養病床を 有する一般 診療所 (再掲)	無床		
総数	8 372	1 058	7 314	3 736	102 105	6 934	847	95 171	68 613
国	324	3	321	7	536	218	-	318	5
厚生労働省	14	-	14	-	22	-	-	22	-
独立行政法人国立病院機構	141	3	138	1	-	-	-	-	-
国立大学法人	47	-	47	1	147	1	-	146	2
独立行政法人労働者健康安全機構	33	-	33	-	-	-	-	-	-
国立高度専門医療研究センター	8	-	8	-	2	-	-	2	-
独立行政法人地域医療機能推進機構	57	-	57	5	2	-	-	2	-
その他	24	-	24	-	363	217	-	146	3
公的医療機関	1 207	41	1 166	306	3 550	170	34	3 380	262
都道府県	199	25	174	9	253	12	-	241	7
市町村	618	4	614	215	2 945	154	33	2 791	254
地方独立行政法人	103	8	95	9	31	1	1	30	-
日赤	92	-	92	18	204	1	-	203	-
済生会	85	1	84	16	51	-	-	51	1
北海道社会事業協会	7	-	7	5	-	-	-	-	-
厚生連	103	3	100	34	66	2	-	64	-
国民健康保険団体連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保険関係団体	52	-	52	11	464	-	-	464	7
健康保険組合及びその連合会	9	-	9	3	302	-	-	302	2
共済組合及びその連合会	42	-	42	8	146	-	-	146	5
国民健康保険組合	1	-	1	-	16	-	-	16	-
公益法人	197	38	159	77	499	21	2	478	103
医療法人	5 764	916	4 848	3 022	42 822	4 948	676	37 874	14 327
私立学校法人	112	2	110	9	187	2	-	185	16
社会福祉法人	201	11	190	67	9 853	21	6	9 832	37
医療生協	82	2	80	37	304	18	2	286	53
会社	35	-	35	4	1 712	4	-	1 708	9
その他の法人	211	27	184	97	734	23	1	711	112
個人	167	18	169	99	41 444	1 509	126	39 935	53 682

(医療施設調査)

一般病院 (集計2)

	医療法人											法人・その他										
	金額					構成比率			金額の伸び率			国 立					公 立					
	前々年度	前年度	千円	%	%	前々年度	前年度	千円	%	%	前々年度	前年度	千円	%	%	前々年度	前年度	千円	%	%		
	千円	千円	%	%	%	千円	千円	%	%	%	千円	千円	%	%	%	千円	千円	%	%	%		
I 医療収益	1,636,250	1,658,182	95.0	95.2	1.3	7,163,521	7,321,774	98.6	98.6	2.2	4,282,732	4,244,683	99.4	99.4	1.4							
1. 入院診療収益	1,168,408	1,188,704	67.8	68.2	1.7	4,877,850	4,943,542	67.1	66.5	1.3	2,863,893	2,897,877	66.5	66.3	1.2							
保険診療収益	1,138,945	1,158,882	66.1	66.5	1.8	4,815,804	4,884,695	66.3	65.8	1.4	2,812,332	2,846,125	65.3	65.1	1.2							
公費等診療収益	10,558	10,934	0.6	0.6	3.6	52,767	50,536	0.7	0.7	-4.2	24,165	24,160	0.6	0.6	0.0							
その他の診療収益	18,904	18,888	1.1	1.1	-0.1	9,279	8,312	0.1	0.1	-10.4	27,396	27,591	0.6	0.6	0.7							
2. 特別の療養環境収益	14,864	14,574	0.9	0.8	-2.0	110,517	113,834	1.5	1.5	3.0	39,248	40,230	0.9	0.9	2.5							
3. 外来診療収益	405,235	406,136	23.5	23.3	0.2	1,887,907	1,935,950	26.0	26.1	2.5	1,229,418	1,253,618	28.5	28.7	2.0							
保険診療収益	387,789	388,799	22.5	22.3	0.3	1,862,537	1,909,962	25.6	25.7	2.5	1,205,855	1,229,743	28.0	28.1	2.0							
公費等診療収益	5,376	5,204	0.3	0.3	-3.2	12,355	12,622	0.2	0.2	2.2	8,051	7,924	0.2	0.2	-1.6							
その他の診療収益	12,070	12,133	0.7	0.7	0.5	13,015	13,366	0.2	0.2	2.7	15,512	15,952	0.4	0.4	2.8							
4. その他の医療収益	47,743	48,778	2.8	2.8	2.2	287,247	328,448	4.0	4.4	14.3	150,172	152,959	3.5	3.5	1.9							
II 介護収益	86,300	83,791	5.0	4.8	-2.9	104,542	106,724	1.4	1.4	2.1	26,333	26,270	0.6	0.6	-0.2							
1. 施設サービス収益	82,245	59,355	3.6	3.4	-4.6	80,593	82,614	1.1	1.1	2.5	14,949	14,493	0.3	0.3	-3.1							
2. 居宅サービス収益	19,661	20,022	1.1	1.1	1.8	19,172	19,341	0.3	0.3	0.9	8,905	9,124	0.2	0.2	2.5							
(再掲)短期入所療養介護分	570	563	0.0	0.0	-1.2	2,315	2,414	0.0	0.0	4.3	641	577	0.0	0.0	-10.0							
3. その他の介護収益	4,394	4,414	0.3	0.3	0.5	4,777	4,770	0.1	0.1	-0.1	2,479	2,653	0.1	0.1	7.0							

精神科病院 (集計2)

	法人・その他											個人											全 体										
	金額					構成比率			金額の伸び率			金額					構成比率			金額の伸び率			金額					構成比率			金額の伸び率		
	前々年度	前年度	千円	%	%	前々年度	前年度	千円	%	%	前々年度	前年度	千円	%	%	前々年度	前年度	千円	%	%	前々年度	前年度	千円	%	%	前々年度	前年度	千円	%	%			
	千円	千円	%	%	%	千円	千円	%	%	%	千円	千円	%	%	%	千円	千円	%	%	%	千円	千円	%	%	%	千円	千円	%	%	%			
I 医療収益	1,398,484	1,409,388	99.2	99.3	0.8	-	-	-	-	-	1,398,484	1,409,388	99.2	99.3	0.8																		
1. 入院診療収益	1,164,686	1,174,849	82.6	82.8	0.9	-	-	-	-	-	1,164,686	1,174,849	82.6	82.8	0.9																		
保険診療収益	1,157,587	1,168,177	82.1	82.3	0.9	-	-	-	-	-	1,157,587	1,168,177	82.1	82.3	0.9																		
公費等診療収益	293	274	0.0	0.0	-6.5	-	-	-	-	-	293	274	0.0	0.0	-6.5																		
その他の診療収益	6,806	6,399	0.5	0.5	-6.0	-	-	-	-	-	6,806	6,399	0.5	0.5	-6.0																		
2. 特別の療養環境収益	6,814	6,866	0.5	0.5	0.8	-	-	-	-	-	6,814	6,866	0.5	0.5	0.8																		
3. 外来診療収益	196,384	197,080	13.9	13.9	0.4	-	-	-	-	-	196,384	197,080	13.9	13.9	0.4																		
保険診療収益	194,889	195,605	13.8	13.8	0.4	-	-	-	-	-	194,889	195,605	13.8	13.8	0.4																		
公費等診療収益	72	78	0.0	0.0	8.3	-	-	-	-	-	72	78	0.0	0.0	8.3																		
その他の診療収益	1,423	1,397	0.1	0.1	-1.8	-	-	-	-	-	1,423	1,397	0.1	0.1	-1.8																		
4. その他の医療収益	30,600	30,582	2.2	2.2	0.0	-	-	-	-	-	30,600	30,582	2.2	2.2	0.0																		
II 介護収益	10,966	9,233	0.8	0.7	-15.8	-	-	-	-	-	10,966	9,233	0.8	0.7	-15.8																		
1. 施設サービス収益	7,447	5,686	0.5	0.4	-23.6	-	-	-	-	-	7,447	5,686	0.5	0.4	-23.6																		
2. 居宅サービス収益	3,052	3,115	0.2	0.2	2.1	-	-	-	-	-	3,052	3,115	0.2	0.2	2.1																		
(再掲)短期入所療養介護分	66	95	0.0	0.0	39.7	-	-	-	-	-	66	95	0.0	0.0	39.7																		
3. その他の介護収益	466	432	0.0	0.0	-7.3	-	-	-	-	-	466	432	0.0	0.0	-7.3																		

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

*医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁) P158

令和3年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	853	3,021	3,874
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	773	316	1,118	1,433
影響額合計(百万円)⑨	2,863	1,169	4,139	5,308

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円-2,903百万円=971百万円
地方法人特別税 : 1,433百万円-1,002百万円=431百万円

合計

1,402百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円^{で区切った場合に相当する}所得金額の推計。(400万円÷17.6%=2,000万円、800万円÷17.6%=4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。

2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

*医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁) P158

令和3年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

第9表 所得階級別・資本金階級別法人数

所得階級	(内 企業結合、医療法人)																合計
	100万円以下	100万円超200万円	200万円超300万円	300万円超400万円	400万円超500万円	500万円超1,000万円	1,000万円超2,000万円	2,000万円超3,000万円	3,000万円超4,000万円	4,000万円超5,000万円	5,000万円超1億円	1億円超2億円	2億円超5億円	5億円超10億円	10億円超20億円	20億円超	
企業結合	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	
利益税上法人	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	
100万円以下	109	33	34	27	3	7	4	217	-	-	-	-	-	-	217	217	
100万円超	37	16	20	9	5	4	1	92	-	-	-	-	-	-	92	92	
200万円*	10	6	4	2	4	4	-	30	-	-	-	-	-	-	30	30	
300万円*	16	10	18	10	5	2	-	61	-	-	-	-	-	-	61	61	
400万円*	21	7	4	3	10	3	-	48	-	-	-	-	-	-	48	48	
500万円*	7	2	2	6	13	5	2	37	-	-	-	-	-	-	37	37	
1,000万円*	2	2	4	2	2	2	4	18	-	-	-	-	-	-	18	18	
2,000万円*	2	-	2	-	3	2	-	9	-	-	-	-	-	-	9	9	
3,000万円*	-	-	-	2	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	3	3	
4,000万円*	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	
5,000万円*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10億円*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	204	76	88	61	46	29	12	515	-	1	-	-	-	1	515	515	
医療法人	387	118	159	117	27	37	6	851	-	-	-	-	-	-	851	851	
利益税上法人	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	
100万円以下	728	35	297	815	264	228	30	2,299	11	2	-	-	-	13	2,299	2,312	
100万円超	555	42	162	636	212	164	17	1,788	12	-	-	-	-	12	1,788	1,800	
200万円*	433	31	147	523	226	170	13	1,543	16	-	-	-	-	16	1,543	1,559	
300万円*	955	60	298	1,001	325	285	20	2,914	18	-	-	-	-	18	2,914	2,932	
400万円*	1,989	74	457	1,736	591	514	60	5,412	36	-	-	-	-	36	5,412	5,448	
500万円*	2,158	83	322	1,479	534	577	85	5,190	33	2	-	-	-	35	5,198	5,225	
1,000万円*	1,901	81	298	1,152	419	526	171	4,548	74	1	1	-	-	76	4,538	4,624	
2,000万円*	554	18	84	304	129	208	126	1,483	58	2	-	-	-	60	1,477	1,543	
3,000万円*	272	11	55	126	56	159	92	771	40	7	-	-	-	1	48	767	
4,000万円*	154	11	33	45	35	64	47	390	44	-	1	-	-	45	390	435	
5,000万円*	48	2	7	13	6	17	9	94	7	-	-	-	-	7	93	101	
10億円*	10	-	-	3	-	5	1	19	1	2	-	-	-	3	19	22	
計	9,724	448	2,040	7,794	2,787	2,977	671	26,451	350	16	2	-	-	1	269	26,425	
医療法人	4,703	608	2,778	9,340	3,882	4,287	656	26,334	150	10	2	1	-	163	26,308	26,497	

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.5%**となる。

令和3年税制改正要望資料

「『社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続』に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)(Excel)」の医療法人における社会保険診療収入率の逆数

医療施設動態調査 H30.10.1現在

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体：医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)
 「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

表3 開設者別にみた施設数

各年10月1日現在

	施設数		対前年		構成割合(%)	
	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	増減数	増減率 (%)	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)
病院	8,372	8,412	△ 40	△ 0.5	100.0	100.0
国	324	327	△ 3	△ 0.9	3.9	3.9
公的医療機関	1,207	1,211	△ 4	△ 0.3	14.4	14.4
社会保険関係団体	52	52	-	-	0.6	0.6
医療法人	5,764	5,766	△ 2	△ 0.0	68.8	68.5
個人	187	210	△ 23	△ 11.0	2.2	2.5
その他	838	846	△ 8	△ 0.9	10.0	10.1
一般診療所	102,105	101,471	634	0.6	100.0	100.0
国	536	532	4	0.8	0.5	0.5
公的医療機関	3,550	3,583	△ 33	△ 0.9	3.5	3.5
社会保険関係団体	464	471	△ 7	△ 1.5	0.5	0.5
医療法人	42,822	41,927	895	2.1	41.9	41.3
個人	41,444	41,892	△ 448	△ 1.1	40.6	41.3
その他	13,289	13,066	223	1.7	13.0	12.9
歯科診療所	68,613	68,609	4	0.0	100.0	100.0
国	5	5	-	-	0.0	0.0
公的医療機関	262	265	△ 3	△ 1.1	0.4	0.4
社会保険関係団体	7	7	-	-	0.0	0.0
医療法人	14,327	13,871	456	3.3	20.9	20.2
個人	53,682	54,133	△ 451	△ 0.8	78.2	78.9
その他	330	328	2	0.6	0.5	0.5

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)P15

令和3年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,582	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,691	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,582	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	853	3,021	3,874
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	773	316	1,118	1,433
影響額合計(百万円)⑨	2,863	1,169	4,139	5,308

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円-2,903百万円=971百万円
 地方法人特別税 : 1,433百万円-1,002百万円=431百万円

合計

1,402百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,000万円、800万÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
 2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

令和2年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,749	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	706	2,193	2,899
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	802	244	756	1,000
影響額合計(百万円)⑨	3,128	950	2,949	3,899

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,749	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	764	3,132	3,899
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	800	283	1,159	1,442
影響額合計(百万円)⑨	3,186	1,046	4,291	5,338

○減収見込額

法人事業税 : 3,899百万円-2,899百万円=997百万円
 地方法人特別税 : 1,442百万円-1,000百万円=442百万円

合計

1,439百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,000万円、800万÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
 2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込額

★医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成31年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	7,720	3,814	
医療法人所得(百万円)②(注3)	375,748	83,637	252,860	336,287
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,132	14,720	44,468	59,188
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,248	677	2,046	2,723
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	971	293	884	1,176
影響額合計(百万円)⑨	3,220	970	2,929	3,899

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	7,720	3,814	
医療法人所得(百万円)②(注3)	375,748	83,637	252,860	336,287
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,132	14,720	44,468	59,188
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,248	751	2,979	3,730
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	971	324	1,287	1,611
影響額合計(百万円)⑨	3,220	1,075	4,266	5,341

○増収見込額

法人事業税 : 3,965百万円－2,884百万円＝1,081百万円
地方法人特別税 : 1,713百万円－1,246百万円＝467百万円

合計

1,443百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万円÷17.6%≒2,000万円、800万円÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。

2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込額

★医療法人所得を「平成27年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成30年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	3,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	3,000万円超6,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	6,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	36,122	8,430	3,799	
医療法人所得(百万円)②(注3)	469,522	148,458	387,596	516,055
社会保険診療報酬外所得割合③	13.6%	13.6%	13.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,855	20,190	49,993	70,183
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,171	929	2,300	3,228
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	938	401	993	1,395
影響額合計(百万円)⑨	3,109	1,330	3,293	4,623

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	3,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	3,000万円超6,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	6,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	36,122	8,430	3,799	
医療法人所得(百万円)②(注3)	469,522	148,458	387,596	516,055
社会保険診療報酬外所得割合③	13.6%	13.6%	13.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,855	20,190	49,993	70,183
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,171	1,030	3,350	4,379
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	938	445	1,447	1,692
影響額合計(百万円)⑨	3,109	1,475	4,797	6,271

○増収見込額

法人事業税 : 4,379百万円－3,228百万円＝1,151百万円
地方法人特別税 : 1,892百万円－1,395百万円＝497百万円

合計

1,648百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万円÷13.6%≒3,000万円、800万円÷13.6%≒6,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。

3,000万円超、6,000万円以下の部分については、所得が3,000万円以上の法人数。6,000万円超の部分については所得が6,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成29年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	33,888	8,774	4,093	
医療法人所得(百万円)②(注3)	423,424	149,133	378,154	527,287
社会保険診療報酬外所得割合③	13.5%	13.5%	13.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	57,162	20,133	51,051	71,184
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,944	926	2,348	3,274
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	840	400	1,014	1,415
影響額合計(百万円)⑨	2,783	1,326	3,363	4,689

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	33,888	8,774	4,093	
医療法人所得(百万円)②(注3)	423,424	149,133	378,154	527,287
社会保険診療報酬外所得割合③	13.5%	13.5%	13.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	57,162	20,133	51,051	71,184
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,944	1,027	3,420	4,447
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	840	444	1,478	1,921
影響額合計(百万円)⑨	2,783	1,470	4,898	6,368

○増収見込額

法人事業税 : 4,447百万円 - 3,274百万円 = 1,173百万円
 地方法人特別税 : 1,921百万円 - 1,415百万円 = 506百万円

合計

1,679百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷13.5%≒2,500万円、800万÷13.5%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
 2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和3年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると1.6、5%となる。

「社会保険診療報酬に
 係る非課税措置の存
 続に係る適用見込み
 額の推計及び課税額
 (試算)(Excel)」の医療
 法人における社会保険
 診療収入率の差

医療施設高値額案
 H30.10.1現在

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体: 医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体: 医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体: 医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典: 「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和2年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.6%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,766
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.6%	41,927
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.2%	13,871
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.6%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

平成30年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**13.6%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,737
(一般診療所) 開設主体：医療法人	12.9%	40,220
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	18.9%	12,880
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	13.6%	

出典：「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

平成29年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると **13.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,721
(一般診療所) 開設主体：医療法人	12.9%	39,455
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	18.9%	12,393
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	13.5%	

出典：「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成26年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税・義)(地方税21)
	②: 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を講じる。 《要望の内容》 適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。 《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7
	担当部局	厚生労働省医政局総務課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 2 年 9 月 分析対象期間:平成 25~30 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。 ②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)																		
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。																		
10	有効性等	①: 適用数 平成 30 年度 7,544 件/年※ 平成 29 年度 7,582 件/年 平成 28 年度 8,430 件/年 平成 27 年度 8,774 件/年 平成 26 年度 9,102 件/年 平成 25 年度 8,597 件/年 ※平成 30 年分税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年 11 月の為、今回は平成 30 年度が最新データ																		
		②: 適用額 ③減収額参照																		
	②: 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 平成 30 年度 税額 2,056 百万円 平成 29 年度 税額 2,124 百万円 平成 28 年度 税額 2,523 百万円 平成 27 年度 税額 1,979 百万円 平成 26 年度 税額 1,718 百万円 平成 25 年度 税額 1,961 百万円																		
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 25 年度以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関数</td> <td>56,180</td> <td>57,569</td> <td>58,837</td> <td>60,287</td> <td>61,564</td> </tr> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関数</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		25	26	27	28	29	開設者が医療法人の医療機関数	56,180	57,569	58,837	60,287	61,564	開設者が医療法人の医療機関数	30				
		25	26	27	28	29														
開設者が医療法人の医療機関数	56,180	57,569	58,837	60,287	61,564															
開設者が医療法人の医療機関数	30																			
⑤: 税収減を是認する理由等	※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在) 医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成 25 年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域にお																			

		ける医療提供体制の維持に資するものとなっている。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年9月